

## Chapter 18 のれんの会計 Topics & JPN Comparison

### 【Topic 18-1】IASB におけるのれんの減損手続きに関する検討

IASB におけるのれんの減損処理手続きは、1998 年に IAS 第 36 号「資産の減損」が公表された当初から、認識および測定を同時に行う 1 ステップ・アプローチである。IAS 第 36 号は、資産の回収可能価額が帳簿価額を下回っている場合に、かつその場合にのみ、帳簿価額を回収可能価額までの減額することを規定している (IASB (2001) IAS36, par.59)。のれんを含んだ資金生成単位に関する減損処理では、のれんを含んだ資金生成単位を構成する資産に減損の兆候があれば、のれんを含んだ資金生成単位の減損テストを行う前に、資産の減損テストを実施して減損処理する (IAS36, par.97)。その後、のれんを含んだ資金生成単位について減損テストを行い、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合に、かつその場合にのみ、資金生成単位について減損損失を認識および測定する (IAS36, par.104)。

回収可能価額は、資産の処分コスト控除後の公正価値および使用価値のいずれか高い金額である (IAS36, par.6)。使用価値の測定にあたって、将来キャッシュ・フローの見積もりは、一連の経済状況に関する**経営者の最善の見積もり**を反映するように規定されている。将来キャッシュ・フロー予測は、より長い期間が正当化できる場合を除いて、最長で **5 年間**とされている (IAS36, par.33)。将来キャッシュ・フローは、処分時に受け取る（または支払う）正味キャッシュ・フロー等も反映し (IAS36, par.39)、企業がリストラクチャリングを確約している場合には、リストラクチャリングによるコスト削減もしくは便益も反映する (IAS36, par.47)。確約していない将来のリストラクチャリングおよび資産の性能の改善または拡張などから生じる将来キャッシュ・インフローまたはアウトフローは含めない (IAS36, par.45)。

使用価値の算定で求める将来キャッシュ・フローは、期待値法も許容されているが、要求はされていない (IAS36, BCZ41-42)。割引率は、現在の市場評価を

反映した税引前の利率としなければならない(IAS36, par.55) <sup>1</sup>。

IASB も、IAS 第 36 号の設定にあたって、減損損失の認識と測定を分けて行う 2 ステップ・アプローチを検討している。しかし、2 ステップ・アプローチでは、減損損失の認識と測定の基礎が異なることとなり、資産の公正価値がその帳簿価額より低い場合でも、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額より高い限り、減損損失が認識されなくなる点が問題として指摘された。IASB は、資産の減損の可能性を決定する際に、特に耐用年数が長期である資産の場合、貨幣の時間価値と資産固有のリスクを考慮することが適切であるとして、1 ステップ・アプローチを採用した(IAS36, B83 & B84) <sup>2</sup>。

### 【Topic 18-2】アメリカにおけるのれんの減損手続きの簡素化

アメリカでは、2001 年に、財務会計基準書(SFAS)第 121 号「長期性資産の減損および処分予定の長期性資産の会計処理」が改訂されて、SFAS 第 142 号「のれんおよびその他の無形資産」および SFAS 第 144 号「長期性資産の減損または処分の会計処理」が公表された。のれんの減損処理を規定する SFAS 第 142 号は、2017 年に会計基準編纂書(ASC)アップデート 2017-04「無形資産～のれんおよびその他の無形資産 (Topic 350)」として改訂されるまで、日本と同様に減損処理手続きを減損損失の認識と測定の 2 つに分けた 2 ステップ・アプローチを規定していた<sup>3</sup>。

SFAS 第 142 号では、のれんの減損処理手続きのステップ 1 において、報告単位の公正価値とのれんを含むその帳簿価額が比較される(SFAS No.142, par.19)。公正価値は、当該資産を自発的な当事者間で売買する金額である。ただし、市場価格を利用できない場合には、類似資産の価格や他の評価技法を含めて、その状況での最善の情報に基づいて決定されなければならない(SFAS No.142, par.23)。公正価値測定で現在価値技法を利用することは、時として最善の技法であるが、将来キャッシュ・フローの見積もりが必要となる。その見

---

<sup>1</sup> 2018 年 1 月に、税引前の割引率に関する要求事項を削除の提案

<sup>2</sup> IASC (1998); IASB(2001) IAS No.36, B83 & B84.

<sup>3</sup> SFAS 第 144 号「長期性資産の減損又は処分の会計処理」は、現在も 2 ステップ・アプローチを規定している。

積みもりには、市場参加者がその公正価値の見積みりに使用するであろう過程を組み込まなければならない(SFAS No.142, par.24)。

SFAS 第 142 号は、公正価値として、割引前将来キャッシュ・フローの総額を用いることを禁じている<sup>4</sup>。その理由は、第 1 に、のれんの場合、キャッシュ・フローは長年にわたって生じることから適切ではないこと、第 2 に、償却していない無形資産は年次で減損テストを行う必要があり、長期性資産などの他の資産に使用する減損テストとは異なることから説明されている(SFAS No.142, B88-B89)。

報告単位の帳簿価額がその公正価値を超える場合には、減損損失の金額を測定するために、ステップ 2 が実施される。ステップ 2 では、報告単位の**のれんの暗示する公正価値(implied fair value)**をのれんの**帳簿価額**と比較する。**のれんの暗示する公正価値**は、事業の結合により認識したのれんの金額と同一の方法によって決定しなければならない。すなわち、企業は、報告単位を事業の結合によって取得し、その報告単位の公正価値が報告単位を取得するために支払った価格であったかのように公正価値をすべての資産および負債に配分する。報告単位の公正価値がその資産および負債に割り当てた金額を超える超過額が**のれんの暗示する公正価値**となる(SFAS No.142, par.21)。そこでの割引率は、リスクに相応した単一の利率を使用する (SFAC7, par.43)。

FASB は、2014 年 1 月に、**非公開企業**に対して、のれんを **10 年**あるいはそれよりも短い期間が適切である場合には **10 年未満**で、**定額法で償却する代替的会計処理の選択を容認**した。その理由は、のれんの減損テストのコスト負担および手続の複雑性にあり、非公開企業およびそれらのステークホルダーがのれんの償却を求めているためであると説明している(FASB (2017) ASC 350-20-35-63)。それと同時に、FASB は、公開企業(public business entities)および非営利企業(not-for-profit entities)を含めたその他の企業(entity)へののれんの償却処理の導入を検討することにした (FASB (2017)Summary)。

---

<sup>4</sup> SFAS 第 144 号は、減損処理手続きのステップ 1 では、長期性資産（資産グループ）の帳簿価額が回収できず、その公正価値を超過する場合にのみ減損を認識するとして、資産（資産グループ）の帳簿価額が、その使用および最終的な処分から生じると予測される割引前将来キャッシュ・フローの総額を超える場合と説明している(SFAS No.144, par.7)。

FASB は、その後当該プロジェクトを 2 つのフェーズに区別した。フェーズ 1 は、**のれんの減損テストの簡素化** (Simplifying the Test for Goodwill Impairment) に向けての検討である。フェーズ 2 は、**公開企業および非営利企業に関するのれんの事後的会計処理** (Subsequent Accounting for Goodwill for Public Entities and Not-for-profit Entities) の検討である。FASB は、2017 年に **ASC アップデート 2017-04** において、フェーズ 1 の**のれんの減損テストの簡素化**を行い、**ステップ 2** を削除した。これによって、のれんの減損処理は、報告単位の帳簿価額がその公正価値を超える金額で減損損失を測定する 1 ステップ・アプローチとなった。2019 年 5 月に、FASB は ASC アップデート 2019-06 を公表した。ASC アップデート 2019-06 は、フェーズ 2 の検討結果として、**非公開企業に容認したのれんの償却処理の選択を非営利事業体にも拡張した**。

#### 【JPN Comparison 18-1】日本ののれんの構成要素

日本では、IFRS 第 3 号および SFAS 第 141 号のような構成要素の分析が行われていない。しかし、企業会計基準委員会 (ASBJ) が 2005 年に公表した企業会計基準適用指針第 10 号『企業結合会計基準および事業分離等の会計基準に関する適用指針』(その後複数回改訂) は、のれんについて、以下のように説明している<sup>5)</sup>。

「取得企業は、被取得企業との企業結合にあたって、受け入れる資産および引き受ける負債の純額を超える何らかの価値（例えば、**被取得企業の継続企業としての要素の価値**や**企業結合により期待されるシナジー**）を見出し、それに対して自社の株式等の対価を支払ったと考えられる。」

これは、IFRS 第 3 号および SFAS 第 141 号の**コアのれん**の考え方と同様である。

---

<sup>5)</sup> 企業会計基準委員会, 2013, 企業会計基準適用指針第 10 号『企業結合会計基準および事業分離等の会計基準に関する適用指針』企業会計基準委員会, 第 381 項。

## 【JPN Comparison 18-2】日本ののれんの事後測定

のれんは、**無形固定資産**に計上し、**20 年以内**のその効果の及ぶ期間にわたって、**定額法**その他の合理的な方法により**規則的に償却**する。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の**費用**として処理することができる<sup>6)</sup>。

**規則的な償却を行う方法**には、以下の理由から一定の合理性がある<sup>7)</sup>。

- ① 企業結合の成果たる**収益**と、その対価の一部を構成する**投資消去差額**の償却という**費用の対応**が可能になる。
- ② のれんは**投資原価の一部**であることに鑑みれば、投資原価を超えて回収された超過額を企業にとっての利益とみる考え方とも首尾一貫している。
- ③ 企業結合により生じたのれんは時間の経過とともに**自己創設のれん**に入れ替わる可能性があるため、のれんの非償却による自己創設のれんの**実質的な資産計上を防ぐ**ことができる。
- ④ のれんの効果の及ぶ期間およびその減価のパターンは合理的に予測可能ではないが、価値が減価した部分の金額を継続的に把握することも困難であり、かつ煩雑である。

規則的な償却を行わず、のれんの価値が損なわれた時に**減損処理を行う方法**には、以下のような問題がある。

- ① のれんが**超過収益力**を表わすとみると、競争の進展によって通常はその**価値が減価する**が、のれんの価値の減価の過程が無視される。
- ② **超過収益力**が維持されている場合においても、それは企業結合後の追加的な投資や企業の追加的努力によって補完されているにもかかわらず、のれんを償却しないことは、**追加投資による自己創設のれん**を計上することと実質的に等しくなる。
- ③ 実務的な問題としては、減損処理を実施するためには、**のれんの価値の**

---

<sup>6)</sup> 企業会計基準委員会，2013，企業会計基準第 21 号『企業結合会計基準』企業会計基準委員会，第 32 項。

<sup>7)</sup> 同基準，第 105 項-第 106 項。

評価方法を確立する必要があるが、そのために対処すべき課題も多い。

日本の会計基準がのれんの償却処理の必要性を主張する積極的な理由は、主に費用収益の対応の視点から説明され、それ以外の理由は、減損のみアプローチよりも実務上の負担も少なく合理的であることおよび減損のみアプローチには問題があるといったものである。

日本の減損処理手続きは、認識と測定を区別して行う 2 ステップ・アプローチとなっている。のれんの兆候がある場合<sup>8</sup>、ステップ 1 として減損損失の認識の判定を行う。それは、のれんを含まない各資産グループにおいて算定された減損損失控除前の帳簿価額にのれんの帳簿価額を加えた金額と、割引前将来キャッシュ・フローの総額とを比較して、資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回るか否かで行う（企業会計審議会(2002)二, 2.(1) & 8; 企業会計基準委員会(2009)企業会計基準適用指針第 6 号, par.18)。割引前将来キャッシュ・フローを見積もる期間は、資産の経済的残存使用年数または資産グループの中の主要な資産の経済的残存使用年数と 20 年のいずれか短い方とする（企業会計審議会(2002)二, 2.(2))<sup>9</sup>。

減損損失を認識すべきであると判定された場合、減損処理手続きのステップ 2 が実施される。ステップ 2 では、それら資産または資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その減少額を減損損失として当期の損失とする（企業会計審議会(2002)二, 3; 企業会計基準委員会(2009)企業会計基準適用指針第 6 号, par.25)。ここで、回収可能価額は、資産または資産グループ

---

<sup>8</sup> 減損の兆候がある場合とは、具体的に、以下のような状況である。資産又は資産グループの①営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスの場合、②使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化がある場合、③使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、又は悪化する見込みである場合、④市場価格の著しい下落の場合、である（企業会計基準委員会（2009）企業会計基準適用指針第 6 号, pars.12-15）。

<sup>9</sup> 資産又は資産グループの中の主要な資産の経済的残存使用年数が 20 年を超える場合、20 年目までの割引前将来キャッシュ・フローに、21 年目以降に見込まれる将来キャッシュ・フローに基づいて算定された 20 年経過時点での回収可能価額を 20 年目までの割引前将来キャッシュ・フローに加算する（企業会計審議会(2002)注解（注 4）；企業会計基準委員会(2009)企業会計基準適用指針第 6 号, par.18）。

の正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額である。通常、使用価値は正味売却価額より高いと考えられる（企業会計審議会(2002)注解（注 1）；企業会計基準委員会(2009)企業会計基準適用指針第 6 号, par.28）。使用価値の算定は、将来キャッシュ・フローの見積もりを基礎とするが、将来キャッシュ・フローの見積金額は、生起する可能性の最も高い単一の金額（最頻値）または生起しうる複数の将来キャッシュ・フローをそれぞれの確率で加重平均した金額（期待値）のいずれかである。いずれの場合も将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクについて、将来キャッシュ・フローの見積もりと割引率のいずれかに反映させる（企業会計審議会(2002)注解（注 6）；企業会計基準委員会(2009)企業会計基準適用指針第 6 号, par.39）。使用価値を算定する際に用いられる割引率は、将来キャッシュ・フローが税引前の数値であることから、税引前の数値を用いる（企業会計審議会(2002)四, 2. (5)；企業会計基準委員会(2009)企業会計基準適用指針第 6 号, par.43）。